（法第53条の11関係）

　年　　月　　日

　　横須賀市保健所長　様

**遅　延　理　由　書（入退院届）**

・患者氏名

・入院又は退院の日　　　　　年　　月　　日

・入退院届の提出日　　　　　年　　月　　日

　〔遅延の理由及び改善策〕

管　理　者　名

医療機関の所在地

医療機関の名称

電　話　番　号

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第５３条第１１項（管理者の届出）

　　病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したと

　きは、７日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長

に届け出なければならない。

（法第12条第1項関係）

　　年　　月　　日

　　横須賀市長　様

**遅　延　理　由　書（発生届）**

・患者氏名

・診断の日　　　　　　　　年　　月　　日

・発生届の提出日　　　　　年　　月　　日

　〔遅延の理由及び改善策〕

医　　師　　名

医療機関の所在地

医療機関の名称

電　話　番　号

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第１２条第１項（医師の届出）

医師は結核を診断したときは、直ちにその者の氏名、年齢、性別その他の事項を最寄りの保健所長を経由して市長に届け出なければならない。